

## 国立大学法人小樽商科大学権利問題等調整委員会運用細則

(平成14年2月27日制定)

(委員会の運営)

第1条 小樽商科大学権利問題等調整委員会（以下「委員会」という。）の運営は、委員の合議による。

(委員会の設置場所及びメールアドレスの開設・広報)

第2条 委員会は総務担当副学長室に置き、委員会名義のメールアドレスを開設するとともに、これを広報する。

(運営の原則)

第3条 委員会の運営に関しては、「国立大学法人小樽商科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」第8条第2項乃至第5項、及び「国立大学法人小樽商科大学ハラスメント相談室運用細則」第5条乃至第9条の定める精神に従う。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。